

議案第16号

和光市保育クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市保育クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市保育クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

和光市保育クラブ設置及び管理条例（平成16年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																												
和光市 <u>学童クラブ</u> 設置及び管理条例	和光市 <u>保育クラブ</u> 設置及び管理条例																												
(設置)	(設置)																												
第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため、 <u>学童クラブ</u> を設置する。	第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため、 <u>保育クラブ</u> を設置する。																												
(名称及び位置)	(名称及び位置)																												
第2条 <u>学童クラブ</u> の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 <u>保育クラブ</u> の名称及び位置は、次のとおりとする。																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>中央学童クラブ</u></td> <td rowspan="12" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>諏訪学童クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>新倉学童クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>白子学童クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>白子第二学童クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>南学童クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>北原学童クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>本町学童クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>広沢学童クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>下新倉学童クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>南地域センター学童クラブ</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>中央学童クラブ</u>	(略)	<u>諏訪学童クラブ</u>	<u>新倉学童クラブ</u>	<u>白子学童クラブ</u>	<u>白子第二学童クラブ</u>	<u>南学童クラブ</u>	<u>北原学童クラブ</u>	<u>本町学童クラブ</u>	<u>広沢学童クラブ</u>	<u>下新倉学童クラブ</u>	<u>南地域センター学童クラブ</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>中央保育クラブ</u></td> <td rowspan="12" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>諏訪保育クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>新倉保育クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>白子保育クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>白子第二保育クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>南保育クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>北原保育クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>本町保育クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>広沢保育クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>下新倉保育クラブ</u></td> </tr> <tr> <td><u>南地域センター保育クラブ</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>中央保育クラブ</u>	(略)	<u>諏訪保育クラブ</u>	<u>新倉保育クラブ</u>	<u>白子保育クラブ</u>	<u>白子第二保育クラブ</u>	<u>南保育クラブ</u>	<u>北原保育クラブ</u>	<u>本町保育クラブ</u>	<u>広沢保育クラブ</u>	<u>下新倉保育クラブ</u>	<u>南地域センター保育クラブ</u>
名称	位置																												
<u>中央学童クラブ</u>	(略)																												
<u>諏訪学童クラブ</u>																													
<u>新倉学童クラブ</u>																													
<u>白子学童クラブ</u>																													
<u>白子第二学童クラブ</u>																													
<u>南学童クラブ</u>																													
<u>北原学童クラブ</u>																													
<u>本町学童クラブ</u>																													
<u>広沢学童クラブ</u>																													
<u>下新倉学童クラブ</u>																													
<u>南地域センター学童クラブ</u>																													
名称		位置																											
<u>中央保育クラブ</u>	(略)																												
<u>諏訪保育クラブ</u>																													
<u>新倉保育クラブ</u>																													
<u>白子保育クラブ</u>																													
<u>白子第二保育クラブ</u>																													
<u>南保育クラブ</u>																													
<u>北原保育クラブ</u>																													
<u>本町保育クラブ</u>																													
<u>広沢保育クラブ</u>																													
<u>下新倉保育クラブ</u>																													
<u>南地域センター保育クラブ</u>																													
(入所の対象児童)		(入所の対象児童)																											
第3条 <u>学童クラブ</u> に入所できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。	第3条 <u>保育クラブ</u> に入所できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。																												
(1) (略)	(1) (略)																												
(2) (略)	(2) <u>第一学年から第四学年までの児童又は第五学年及び第六学年の児童のうち市長が別に定める障害を有するもの</u>																												
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)																												
第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定す	第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定す																												

る法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に学童クラブの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が管理をする学童クラブの業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 学童クラブの施設及び設備の維持、管理及び軽易な修繕

(3) 前2号に掲げるもののほか、学童クラブの管理に関し市長が必要と認める業務

（保育時間）

第6条 学童クラブが保育を実施する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

(1)・(2) (略)

2 (略)

（休所日）

第7条 学童クラブの休所日は、次に掲げる日とする。

(1)~(4) (略)

（保育料等）

第8条 学童クラブに入所した児童の保護者は、別表に定める保育料を納入しなければならない。

2 第6条第2項の規定により保育時間を延長した保育（以下この条において「延長保育」という。）を利用した児童の保護者は、児童1人につき延長保育の利用が月単位の場合は月額1,300円、日単位の場合は日額300円の保育料を納入しなければならない。ただし、日単位で延長保育を利用する児童が1月当たり5日以上利用したときの保育料は、月額1,300円とする。

3 学童クラブに入所した児童の保護者は、前2項の保育料のほか、補食の提供を受けた代金（以下「補食代」という。）として児童1人につき月額2,000円を納入しなければならない。

（保育料等の減免）

第9条 市長は、規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、保育料又は補食代を減免することができる。

第10条 (略)

別表（第8条関係）

保育料表

世帯階層区分	内容	保育料 (月額)
第1階層	(略)	(略)
第2階層		1,920円
第3階層		3,840円
第4階層		5,760円
第5階層		7,680円
第6階層		9,700円

る法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に保育クラブの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が管理をする保育クラブの業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 保育クラブの施設及び設備の維持、管理及び軽易な修繕

(3) 前2号に掲げるもののほか、保育クラブの管理に関し市長が必要と認める業務

（保育時間）

第6条 保育クラブが保育を実施する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

(1)・(2) (略)

2 (略)

（休所日）

第7条 保育クラブの休所日は、次に掲げる日とする。

(1)~(4) (略)

（指導員）

第8条 保育クラブには、指導員を置くものとする。

2 指導員は、保育士、教員の資格がある者又は児童の養育に知識経験を有する者でなければならない。

（保育料）

第9条 保育を受けようとする児童の保護者は、別表に定める保育料を納入しなければならない。

2 第6条第2項の規定により延長して保育を実施した場合の保育料は、児童1人につき月額1,300円とする。

（保育料の減免）

第10条 市長は、規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、保育料を減免することができる。

第11条 (略)

別表（第9条関係）

保育料表

世帯階層区分	内容	保育料 (月額)
第1階層	(略)	(略)
第2階層		1,800円
第3階層		3,600円
第4階層		5,400円
第5階層		7,200円
第6階層		9,100円

(略)

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和光市学童クラブ設置及び管理条例第8条、第9条及び別表の規定は、平成30年9月1日以後に行われる保育について適用し、同日前に行われた保育については、なお従前の例による。

(和光市子ども医療費助成に関する条例の一部改正)

- 3 和光市子ども医療費助成に関する条例（平成22年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(子ども医療費助成の対象者)</p> <p>第3条 子ども医療費助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有し、次に掲げる者以外の対象子どもの保護者であり、かつ、対象子どもの主たる生計維持者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども医療費助成を受けようとする日の属する年度の前年度の12月31日において次に掲げる地方税等を滞納している者（規則で定める者を除く。）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>和光市学童クラブ設置及び管理条例</u>（平成16年条例第17号）に規定する保育料</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(子ども医療費助成の対象者)</p> <p>第3条 子ども医療費助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有し、次に掲げる者以外の対象子どもの保護者であり、かつ、対象子どもの主たる生計維持者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども医療費助成を受けようとする日の属する年度の前年度の12月31日において次に掲げる地方税等を滞納している者（規則で定める者を除く。）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>和光市保育クラブ設置及び管理条例</u>（平成16年条例第17号）に規定する保育料</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(3) (略)</p>

平成30年2月25日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

保育クラブを改称及び保育料等を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。